



# 宮 崎 県 公 報

平成28年3月23日(水曜日)号外 第10号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例(議会議務局) 1	○宮崎県家庭教育支援条例……………(議会議務局) 4

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

#### ◎ 宮崎県家庭教育支援条例(条例第34号)

- 1 制定の理由及び主な内容  
家庭教育が子どもの健全な成長に重要な役割を果たすことから、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進するため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第33号

##### 宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 <u>不服申立て等</u> 第1節 <u>不服申立てに関する手続(第18条・第19条)</u> 第2節 [略] 第4章・第5章 [略] 附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第14条 開示請求に係る公文書に議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、 <u>第18条第2項第3号</u> 及び第19条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 <u>審査請求等</u> 第1節 <u>審査請求に関する手続(第17条の2-第19条)</u> 第2節 [略] 第4章・第5章 [略] 附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第14条 開示請求に係る公文書に議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、 <u>第18条第3項第3号</u> 及び第19条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係

る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 [略]

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 18 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 3 号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の検索資料の作成）

第 17 条 [略]

第 3 章 不服申立て等

第 1 節 不服申立てに関する手続

（不服申立てがあった場合の手続）

第 18 条 開示決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てがあったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を聴いて、当該不服申立てに対する決定を行うものとする。

- (1) 不服申立てが不合法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条第 2 号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 議長は、前項の意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 議長は、第 1 項の決定を行うに当たっては、宮崎県議会公文書

る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 [略]

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 3 号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の検索資料の作成）

第 17 条 [略]

第 3 章 審査請求等

第 1 節 審査請求に関する手続

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 17 条の 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第 18 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を聴いて、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

- (1) 審査請求が不合法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による意見の聴取は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。

- (1) 行審法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する行審法第 29 条第 2 項に規定する弁明書の写し
- (2) 行審法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する行審法第 30 条第 1 項の規定により反論書が提出された場合においては、当該反論書の写し
- (3) 行審法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する行審法第 30 条第 2 項の規定により意見書が提出された場合においては、当該意見書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等

3 議長は、第 1 項の規定により意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行審法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 議長は、第 1 項の裁決を行うに当たっては、宮崎県議会公文書

開示審査会の意見を尊重するものとする。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(設置等)

第20条 第18条第1項の規定による意見の求めに応じ不服申立てについて調査を行うため、宮崎県議会公文書開示審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 [略]

(組織等)

第21条 [略]

2～4 [略]

5 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ不服申立てについて調査を行うときは、情報公開制度について学識経験を有する者のうちから、議長があらかじめ選任した3人以内の者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

6 [略]

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人又は議長その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第22条の2 審査会は、不服申立人、参加人又は議長(以下「不服申立人等」という。)から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第22条の3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

開示審査会の意見を尊重するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(設置等)

第20条 第18条第1項の規定による意見の求めに応じ審査請求について調査を行うため、宮崎県議会公文書開示審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 [略]

(組織等)

第21条 [略]

2～4 [略]

5 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ審査請求について調査を行うときは、情報公開制度について学識経験を有する者のうちから、議長があらかじめ選任した3人以内の者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

6 [略]

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は議長その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第22条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は議長(以下「審査請求人等」という。)から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第22条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

<p>(委員による調査手続)</p> <p>第22条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の2第1項本文の規定による<u>不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第22条の5 <u>不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。</u></p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(意見書の送付等)</p> <p>第22条の7 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ議長に意見を述べたときは、意見書の写しを<u>不服申立人及び参加人に送付するとともに意見の内容を公表するものとする。</u></p>	<p>(委員による調査手続)</p> <p>第22条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の2第1項本文の規定による<u>審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第22条の5 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第22条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、<u>当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 審査会は、<u>第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>(意見書の送付等)</p> <p>第22条の7 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ議長に意見を述べたときは、意見書の写しを<u>審査請求人及び参加人に送付するとともに意見の内容を公表するものとする。</u></p>
---	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県家庭教育支援条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第34号

宮崎県家庭教育支援条例

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが「生きる力」の資質や能力を身に付けていく基礎になるものである。基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心などは、家族の触れ合いを通じて、家庭で育まれるところが大きく、適切な家庭教育を受けることは、全ての子どもにとって大切である。

宮崎県では、「太陽とみどり」に象徴されるような豊かな自然、それぞれの地域で特色のある伝統や文化を大事にしながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、経済格差の拡大による子どもの貧困の問題など、社会環境は一層深刻さを増してきている。このような状況の下で、家族形態が多様化し、子育てに不安を抱える親、孤立化する親も増えてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。

このような中、家庭の教育力の向上を図るためには、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組をさらに進め、各家庭が改めて家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、私たちは、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援し、親としての喜びを感じられるような社会的気運を醸成することで、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に重要な役割を果たすことから、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、基本的な生活習慣及び倫理観を確立するとともに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない人生観や職業観、創造力などを培い、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。)が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な共同活動を行うものをいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育の支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域、学校等、事業者、行政その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(国との連携等)

第6条 県は、国と連携協力して家庭教育の支援に関する施策の推進を図るとともに、家庭教育の支援に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な施策を講ずるよう求めるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもに愛情をもって接し、基本的な生活習慣及び倫理観の確立、自立心の育成並びに心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び地域活動団体と連携して、子どもの健全な成長のために必要な基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事及び家庭生活との両立が図られるよう、必要な就業環境及び雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親になるための学びの支援)

第11条 県は、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。以下この条において同じ。)を支援するため、親になるための学びの方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親としての学びの支援)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことをいう。以下この条において同じ。）を支援するため、親としての学びの方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、親としての学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

（多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化）

第13条 県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育支援の取組を推進するため、県民皆で支えあう環境づくりを促進するものとする。

2 県は、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

（人材の養成等）

第14条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

（相談体制の整備、充実等）

第15条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第16条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理及び分析を行い、それらの情報を県民に提供するものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深め、及び意識を高める啓発を行うものとする。

（財政上の措置）

第17条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策を取りまとめるとともに、その実績について、毎年度、議会に報告し、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。